

表 自由貿易試験区および自由貿易港の試験地域で実施される規制緩和措置の概要

| 分野   | 規制緩和の内容                                                                                                                                                                                                                                | 適用対象地域                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 物品貿易 | 重点業種における再製造トライアルの実施                                                                                                                                                                                                                    | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港                       |
|      | 国外で修理された航空機および船舶（関連部品を含む）の輸入関税免除                                                                                                                                                                                                       | 海南自由貿易港                                                 |
|      | 再輸出を前提として、修理のために国外から一時輸入される貨物の輸入関税免除                                                                                                                                                                                                   | 海南自由貿易港内で「第1線は開放し、第2線でコントロールする」輸出入管理制度を実施している税関特殊監督管理区域 |
|      | 国外から試験地域に一時輸入され、6カ月以内に再輸出される以下の物品について、担保の提供を条件に、輸入時の関税・増値税、消費税の納付を免除。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時入国者の業務や貿易、専門的活動に必要な専用設備（撮影機材など）</li> <li>・展示や実演に用いる物品</li> <li>・商品サンプル、広告用フィルム、録音</li> <li>・競技大会等に用いるスポーツ用品</li> </ul> | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港                       |
|      | 試験地域の税関が原産地証明書における印刷ミスや誤植、重要でない情報の記入漏れなどの微細な間違いや文書間の微細な相違を理由として貨物への優遇関税付与を拒否することを禁止                                                                                                                                                    | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港                       |
|      | 試験地域の税関の事前教示制度において、根拠となる法律や状況に変化がない場合、申請者は税関に対して延長を申請することができる。                                                                                                                                                                         | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港                       |
|      | 必要な検疫手続きの完了を条件として、試験地域の税関は48時間以内に貨物を引き渡す。航空特急貨物の場合は6時間以内に引き渡す。                                                                                                                                                                         | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港                       |
|      | 貨物の到着前（到着時を含む）に関税、その他の輸入税及び手数料が確定していない場合であっても、その他の解除条件が満たされており、かつ、税関が保証を提供されているか、又は必要な争訟納付手続きを実施している場合、試験地域の税関は貨物を解放する。                                                                                                                | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港                       |
|      | 試験地域において、ラベルにvintage、classic、special reserveなどの記述や形容詞が含まれるワインの輸入を認める。                                                                                                                                                                  | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港                       |

| 分野               | 規制緩和の内容                                                                                                                                                                   | 適用対象地域                            |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| サービス貿易           | 特定の新金融サービスを除き、中国の金融機関が新金融サービスの実施を許可された場合、試験地域内の外国の金融機関にも同じサービスの実施を許可する。                                                                                                   | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|                  | 試験地域の金融当局は、内外一致の原則に従い、外資系金融機関、外資系金融機関に出資する投資家、クロスボーダー金融サービス提供者から、金融サービスの開始に関する申請を受けてから120日以内に決定を下し、適時に申請者に通知しなければならない。 上記期間内に決定できない場合、金融当局は直ちに申請者に通知し、合理的な期間内に決定を下すよう努める。 | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|                  | 試験地域に登録された企業および試験地域に勤務または居住する個人は、法律に従い、国境を越えて海外の金融サービスを購入することができる。 具体的な海外の金融サービスの種類は、金融管理当局が別途定める。                                                                        | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|                  | 海外の専門家が法律に従い、試験地域内の企業や居住者に専門サービスを提供することを奨励し、試験地域が海外の専門家の能力を評価・査定するための健全な手続きを確立することを支援する。                                                                                  | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
| ビジネス関係者の一時入国の円滑化 | 試験区内の外商投資企業に赴任する専門家の配偶者や家族に、専門家と同じ入国・一時滞在期間を認める。                                                                                                                          | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|                  | 試験区内に支店や子会社を設立しようとする外国企業の上級管理職の一時的な入国滞在の有効期間を2年に緩和し、同伴する配偶者や家族も同じ入国・一時滞在期間を享受できるようにする。                                                                                    | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
| デジタル貿易の健全な発展の促進  | 大衆向けソフトウェア（重要情報インフラ向けソフトウェアを除く）および当該ソフトウェアを含む製品の輸入、頒布、販売または使用について、関係当局およびその職員は、企業または個人が所有する当該ソフトウェアのソースコードの譲渡またはアクセスを条件として要求してはならない。                                      | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|                  | 試験地域が消費者保護システムを改善し、オンライン商業活動の消費者に損害を与える、または損害を与える可能性のある詐欺および商業詐欺を禁止することを支援する。                                                                                             | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |

| 分野          | 規制緩和の内容                                                                                                                                                                                                                       | 適用対象地域                            |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ビジネス環境改善の強化 | 試験地域において、外国人投資家の投資に関するすべての送金で、真正かつコンプライアンスを遵守しているものについては、遅滞なく自由に出し入れするのを認める。 そのような送金には、出資金、利益、配当、利子、キャピタルゲイン、ロイヤルティ、管理料、技術指導料、その他の手数料、投資の全部または一部の売却収入、投資の全部または一部の清算収入、融資契約を含む契約に基づく支払い、法律に従って受け取る補償金または賠償金、紛争解決から生じる支払いが含まれる。 | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|             | 試験地域の調達担当者が単一の調達先から調達する方式で政府調達を実施する場合、取引結果を公表する際に、同方式を採用した理由を説明しなければならない。                                                                                                                                                     | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|             | 試験地域内の事業体が関与する公開特許出願及び付与済の特許について、主管部門は関連規定に従って以下の情報を開示しなければならない：調査・審査結果（関連先行技術等の調査に関する検索結果の詳細又は情報を含む）、特許出願人からの非機密回答コメント、特許出願人及び関連第三者が提出した特許文献及び非特許文献の引用。                                                                      | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|             | 試験地域の人民法院は、出願人が知的財産権侵害訴訟を提起した後、事業体が行った知的財産権関連の救済請求に関する情報を開示する。                                                                                                                                                                | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|             | 不正競争の疑いを調査する際、試験地域の関係当局は、調査対象の事業者に指導を行う。事業者が関連する約束をし、適時にそれを是正し、その約束に従って有害な結果を排除または軽減するために率先して行動する場合、行政罰は、法律に従って、軽減されるか、軽減されるか、または課されない。                                                                                       | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|             | 試験地域の企業、商業組織、NGOによる、環境パフォーマンス向上のための自主的メカニズム（自主的な監査と報告、市場ベースのインセンティブの実施、自主的な情報と専門知識の共有、政府と社会資本の協力など）の確立を支援し、自主的メカニズムのための環境パフォーマンス評価基準の策定と改訂への参加を奨励する。                                                                          | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|             | 試験地域の企業が自主的に環境分野における企業の社会的責任の原則に従うことを支援する。 その原則は、中国が承認または支持する国際基準とガイドラインに合致したものでなければならない。                                                                                                                                     | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|             | 試験地域の労働・人事紛争仲裁機関が、仲裁判断を標準化されたタイムリーな方法で当事者に書面で提供し、法律に従って公開することを支援する。                                                                                                                                                           | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |

| 分野                   | 規制緩和の内容                                                                                                                                                 | 適用対象地域                            |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| リスクの予防と管理<br>システムの完備 | 試験地域は、重大リスクを特定し、システミックリスクを防止するシステムを整備し、商務部は関連部門と連携して、評価に関する調整・指導を強化し、各種リスクに関する分析・調査を強化し、安全保障リスクの特定、動態的監視、リアルタイムの早期警戒を強化する。                              | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|                      | 安全評価メカニズムの整備のため、商務部は、関連部門や地方と連携し、タイムリーに本プロジェクトの進捗状況をフォローアップし、外部環境や国際情勢の変化を考慮し、新たな状況や問題を分析・評価し、リスクのレベルに応じて本プロジェクトの調整、中断、終了などの措置を講じ、本プロジェクトの実施を継続的に最適化する。 | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|                      | リスクの予防と解決策を強化し、予防と管理策を精緻化し、システム、管理、技術が整った安全保護システムを構築する。                                                                                                 | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|                      | リスク予防と管理の責任を実施し、関連地方が主な責任を実施し、リスク予防と管理の支援措置を確立・改善し、関連改革を推進し、生産安全責任制度を改善する。                                                                              | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |
|                      | 事前・中間・事後の監督を強化し、規制ルールを改善し、規制方法を革新し、協調監督を強化し、権限と責任が明確で、公平・公正、開放・透明、簡素・効率的な規制制度を整備し、市場監督、品質監督、安全監督、金融監督を一体的に推進する。                                         | 上海、広東、天津、福建、北京の各自由貿易試験区および海南自由貿易港 |

（出所）国務院「条件を満たす自由貿易試験区や自由貿易港の試験地域において、国際的なハイスタンダードとの接続を行い、制度型の開放を推進する若干の措置」を基に作成